

保険業法施行規則第六十八条第二項第四号等の規定に基づく責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約を定める件（平成十三年金融庁告示第二十四号）

改正後	改正前
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第四百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づき、保険業法（平成七年法律第五号）第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項第四号及び第四百四十九条第二項第四号の規定に基づき、保険業法（平成七年法律第五号）第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約を次のように定め、平成十三年四月一日から適用する。</p> <p>一〇三（略）</p>